

SuMPO環境ラベルプログラム 意見公募結果報告書

報告日	2025年 10月 22日
意見公募実施期間	2025年 3月 1日～2025年 3月 31日
PCR原案受付番号	PDE-231
製品の属する分類	電気・電子製品およびその部品Core-PCR【第1版】

意見 番号	No.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する対応結果
1	全般	全般	「補助材料」や「補助材料等」また「副資材」の定義（または範囲）を追加いただけないでしょうか？	ISO14040には補助材料に該当すると思われるAncillary inputの定義の記載があるため。副資材については参考となるものを見つけれられていませんが、解釈に差が出ると透明性・比較性を下げるため、明確にさせていただきたいです。	本PCRで利用している補助材料と副資材は以下の定義で利用している。 ・補助材料：製品構成に含まれないが製造に必要な補完的材料を指す（ex：洗浄剤、潤滑油/切削油、接着促進剤など）。 IEC63366では、Ancillary materialsおよびAuxiliary materialsと2つの表現を使っているが、本PCRではどちらも「補助材料」と訳している。） ・副資材：製品の機能には直接関与しないが、製造や流通に不可欠なもの。（例：梱包材、保護フィルムなど） 次回改訂の際に、文章の改善を検討する。
2	1.1	PCRの所有権・著作権	機構が基本プログラム要件（以下、「GPI」）に定める特定の目的（主にEPD本プログラムでのEPD取得の目的）における利用を除き、当機構の書面による事前の許可なく、本PCRを利用してはならず、<以降省略>」は、削除が望ましい。	現状、PCRはSuMPO Webサイトに公開されておりだれでも閲覧・利用が可能。 https://ecoleaf-label.jp/pcr/search 本corePCRも同様に公開されると思われるので、実態にそぐわなくなると懸念する。	対応不可。 SuMPO EPDプログラム内で策定されるPCRは全てサステナブル経営推進機構（本機構）に帰属する。EPDを取得される目的以外での使用をされる際には事前に書面による許可を取得する必要がある。
3	1.1	PCRの所有権・著作権	3行目：本機構は SuMPO 環境ラベルプログラム事務欲（以下、「事務局」）・・・ 変更文案：本機構は SuMPO 環境ラベルプログラム事務局（以下、「事務局」）	誤字脱字に関する指摘	修正した。
4	2.1	PCR管理情報 準拠GPI	準拠GPIの改定が予定されていますが、その場合、本PCRもその影響を受けると考えます。GPI改定後に、それに準拠したPCR原案に対して改めて意見公募するべきと考えます。	全面改定でないにしても、内容の変更が予定されているPCR原案に対する現時点での意見公募は意味がなく、時間、労力を浪費することになります。	GPI改訂に際してPCRへの意見公募は実施しない。GPI改訂後、本PCRの内容に影響が生じる場合、PCR改訂等の対応のためのPCR-WGは可能。
5	2.1	PCR 管理情報	GPIのバージョンはあらかじめ変更しておくのか、後日変更するのか、方針だけ確認しておいてください		基本的な考え方は、PCR策定時のGPI最新バージョンを参照するので、PCRへ記載されるGPIはPCR策定時点での最新バージョンとなる。 GPIが改訂された場合は、適宜、PCRを必要に応じて最新GPIに準拠するものに更新する。本PCRは、レビューパネル最終段階でGPI改訂が発生したため、前版GPIを参照したPCRとなっているが、PCR改訂にて最新版に更新予定。
6	2.1	PCR 管理情報	本PCRの目的を追記していただきたい。	ISO14040、ISO14044はLCAの目的の明記が要求されています。PCRにも目的を明記した方が良くと考えます。	追記しない。 ISO14044の要求事項は、LCAを実施する目的(EPD検証申請書側に書く内容)を明確にすることであって、PCR策定の目的ではないため。

意見 番号	No.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する対応結果
7	2.1	PCR 管理情報	富士フィルム ビジネスイノベーション株式会社 を 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社に修正	誤字脱字に関する指摘	修正した。
8	2.2.1	PCR ワーキンググループ	「なお、声掛けにも関わらずPCR 参加しなかった事業者は」 変更文案： 「PCR WG参画を呼びかけた関連事業者のうちWG活動に不参加だった事業者は」	誤字脱字の修正、中立的な文章表現のトーンに変更、することを提案する。	修正した。
9	2.4	同製品群を対象とする既存PCR	銅製品群を対象とする既存PCRについて、PEP Ecopassportより発行されているPCR-4-ed4-EN-2021 09 06 - PCR edition 4 が対象に含められていない理由を開示していただくことは可能でしょうか？	当該文書のScopeは下記のように記載されており、本PCR原案と同一・重複があると思われるため。 This PCR applies to Electrical, Electronic and Heating Ventilation Air Conditioning-Refrigeration (HVAC-R) products また、同文書の最終頁にて、Core methodologyにEN50693を選択しているため。	修正不要。 本PCRは非建築分野対象のPCRである。ご指摘のPCR(PEP Ecopassport PCR-4-ed4-EN-2021 09 06 - PCR edition 4) は、HVAC-R、すなわち建築分野の製品に限定したPCRであるため、スコープ外として整理した。
10	2.4	同製品群を対象とする既存PCR	以下6件、すでにお気づきのところの指摘でしたら大変申し訳ありません。 表6の下の記事が途中で途切れています。		修正した。
11	2.4	同製品群を対象とする既存PCR	「事前調査の結果、日本国向けのPCRは」以降の記載がないので、修正希望。	誤字脱字に関する指摘	修正した。
12	2.4	同製品群を対象とする既存PCR	日本国の実状を反映させた、日本の事業者が実質的に利用可能なPCR は特定されなかった。 変更文案： 本PCRと同じ製品群を対象とする、日本国の実状を反映させた、日本の事業者が実質的に利用可能なPCRは特定されなかった。	表6の既存SuMPO EPDプログラムのPCRが利用可能でない、と読み取られる可能性があるため、表現変更を提案	本PCRは電気電子製品及びその部品全てを対象とするPCRであり、同様の範囲を対象とした既存PCRは存在しないため不記載。 既存PCRが利用可能であることは指摘の通りであるため、今後の改訂にて修正を検討。
13	2.5	消費者向けコミュニケーション	「ただし、消費者に向けたコミュニケーションは、必ず全ライフサイクル段階が評価対象に含まれる EPD でなければならない。」について、全ライフサイクル段階とはCradle-to-Graveを指しているか。それともCradle-to-GateまたはCradle-to-Graveにおいて算定した全ライフサイクル段階、を指しているか判断がつかない。Cradle-to-Gateが含まれるか含まれないか明記したほうが良い。	参考：4.4.1IEC 63366 やEN 50693 はフルライフサイクル（Cradle-to-Grave）を基本としているため、中間財のようにCradle-to-Gate の場合は、先述の規格に準拠しない	「全ライフサイクル（Cradle-to-Grave）」と追記した。
14	2.1.1.2	Core-PCR及びSub-PCR	単純な図番の重複です。「4.4.3.5.2. 最終処理」を図 2 としてください。		修正した。
15	2.1.1.2	Core-PCR及びSub-PCR	本Core-PCRの下にSub-PCR「画像入出力機器」がありますが、この2つのPCRの関係性はCore-PCRに追記されない場合はSub-PCR側に明記されるとの理解で良いでしょうか？		Sub-PCR側に、紐づくCore-PCRが明記される。

意見 番号	No.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する対応結果
16	3.2.14	修理再生 refurbishing	オリジナル、アップグレード、またはその他の所定の形状や機能性に戻すこと。 変更文案： 形状や機能を、元来の状態に戻す、またはアップグレードする、あるいはその他の所定の状態にすること。	日本語不完全と思われるため、変更文案を提案する	修正した。 表現を統一し、「修理再生」⇒「改修」と修正した。また、定義も「製品を復元、更新、又はその他の所定の状態や機能性に機能または審美的メンテナンス、もしくは修理を行うこと」に修正した。
17	4.1	単位	機能単位の定義可否、および宣言単位の使用については、本 PCR に基づいて策定される Sub-PCRの判断に委ねるとしていただきたい	機能単位の定義可否については、業界および製品種別ごとに状況が異なるため	修正不要。本PCR4.1（以下）にて指摘の旨を記載済み。 「本PCRに基づくEPD、または本PCRに基づいて策定されるSub-PCRでは、Cradle-to-Grave（4.4）を評価対象とする場合、以下に設定された要件（4.1.1）に基づいて適切な機能単位を定義しなければならない。ただし、製品の機能の複雑さ、または部品における複数の使用先があるといった理由のため、機能単位を定義できない、あるいは機能単位を定義することが適切ではない場合には、4.1.2の要件に基づいて、適切な宣言単位を定義しなければならない 」
18	4.3	製品構成要素	最終ドラフトでは、2025/2/20時点の素案から「本 PCR に基づいて策定される Sub-PCR の場合は、Sub PCR 内で以下の評価対象を考慮しつつ、算定の対象となる構成要素を検討し、明記しなければならない。なお、環境への影響度が少ない構成要素については対象外としても良い」の文面が削除されていますので、再度追加していただきたい。	業界および製品種別ごとに状況が異なるため、Core-PCRでは網羅的に記載し、詳細は各Sub-PCRで影響度に沿って定義するのが最適と考えるため。 特に、提供先の手元にわたる前に廃棄される包装資材、及び副資材は製品ごとに多岐にわたり収集困難。また画像機器製品は特に部品点数が多いため情報収集が困難な状況である。	修正した。 なお、以下の通り「影響度が少ない」ことを証明（Justify）することも追記した。 「本PCRに基づいて策定されるSub-PCRは、Sub-PCR内で以下の評価対象を考慮しつつ、算定の対象となる構成要素を検討し、Sub-PCR内に明記しなければならない。なお、環境への影響度が少ないと証明できる構成要素については対象外としてもよい。」
19	4.3	製品構成要素	段ボールの事例は削除していただきたい。	限定的な事例は、「事例のみ対処すれば良い」との誤解を招くため、削除した方が良いと考えます。	修正した。
20	4.4.1	ライフサイクル段階と対象範囲	P15の文頭に誤字がございます（「なな、」⇒「なお」）		修正した。
21	4.4.1	ライフサイクル段階と対象範囲	P15 「IEC 63366 や EN 50693 はフルライフサイクル（Cradle-to-Grave）を基本としているため、中間財のように Cradle-to-Gate の場合は、先述の規格に準拠しない。」 ですが、これはすなわち、中間財でこのPCRを適用した場合、IEC 63366 や EN 50693に準拠していると表記できないことを意味しますか？		中間財でもIEC63366に準拠できるが、IEC63366では原材料段階～最終段階を評価に含めることが必須条件 (shall) であるため、部品(中間財)の場合においても最終段階までを評価対象とする必要がある。
22	4.4.1	ライフサイクル段階と対象範囲	「PCR の対象製品の LCA 評価においては、以下を評価範囲とする」の下線箇所を「以下の対象範囲からいずれか適当なものを選択する」に修正していただきたい	評価範囲が、Cradle-to-Gate、Cradle-to-Graveの両方であると誤解を招くため	本PCRが対象としての評価範囲は両方であるため記載が正しく、修正不可。
23	4.4.2	対象ライフサイクル段階	4.4.3.1. 原材料調達段階　以降について、“考慮に含めなければならない”と加筆したほうが、誤解なく、わかりやすい表現になると感じます。		既に同義のため修正不要。

意見 番号	No.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する対応結果
24	4.4.3.1	原材料調達段階	「サプライヤーの製造現場または梱包拠点から組み立て現場またはその両方への材料、半組立品の輸送」は必須としないで頂きたいです。または、冒頭に「IEC/ENに対応する場合には～」を追記して頂きたいです。	部品点数が多い場合、本項目の算定は困難であるるため。また、IEC/EN準拠目的であれば、IEC/EN対応に限定すればよいため。	対応不可。 「サプライヤーの製造現場または梱包拠点から組み立て現場またはその両方への材料、半組立品の輸送」は対象範囲の必須事項である。ただし、カットオフ対象か否かは各算定にて検討可。
25	4.4.3.1	原材料調達段	製品生産サイトへの輸送量は、社内生産サイト間の輸送に限定していただきたい。	画像入出力機器は部品数が多く、すべての原材料生産サイト～自社生産サイトへの輸送を算定対象とするのは事実上困難であるため。	対応不可。 「製造段階までの輸送」は対象範囲の必須事項である。ただし、カットオフ対象か否かは各算定にて検討可。
26	4.4.3.1	原材料調達段階	材料、半組立品の輸送がshallの場合、部品点数が多いと現実的ではない。Shallであれば二次データを定義して欲しい。二次データ（標準シナリオ）がsub-PCRで提示されるならshallで良い。		シナリオ及び二次データが利用可能な部分を表及び※1に記載した。
27	4.4.3.2	製造段階	「自社工場で製造される部品の製造・加工工程（一次エネルギー資源由来の電気、蒸気、熱の生成プロセスなど）」とあるが、自社工場で製造される部品の製造・加工であっても、原材料調達段階に計上してもよいとして頂きたいです。	部品点数が多い場合、内製（自社製造）の部品と外製の部品を切り分けることが難しく、内製（自社製造）の部品も一括して原材料調達段階に計上したいため。	現行のままで対応可能であるため修正不要。
28	4.4.3.2	製造段階	『包装済み製品を、包装現場から製造業者の最終物流プラットフォームへの輸送。』は製造段階ではなく、流通段階に計上してもよいとして頂きたいです。	最終物流プラットフォームの位置によっては、従来流通段階に計上している分を製造段階に計上する必要性が生じるため。	修正不可。IEC63366では、包装現場から物流拠点までの輸送は「Manufacturing」（製造段階）、物流拠点からDistributor（販売業者）までの輸送は「Distribution」（流通段階）と規定しており、これに即した規定とした。実際の輸送工程が切り分けできない場合等、個別の検証にて判断。
29	4.4.3.2	製造段階	副資材および包装材の生産サイト間の輸送量は、社内生産サイト間の輸送に限定していただきたい	多岐にわたるサプライヤーの副資材・包装材生産サイト～自社生産サイトへの輸送負荷を算定対象とするのは、事実上困難であるため。	No 25を参照。
30	4.4.3.2	製造段階	製品に付属しない補助材料の定義を明確にして欲しい。どこまでが対象となるか。定義が明確でないと、一次データの入手が可能であるか判断ができない。4.4.4.2の副資材と言葉の整合性も気になります。		PCR改訂にて対応（現版では未対応）。
31	4.4.3.4	使用段階	「EN50693に準拠する場合」という記載は、他の項目にも記載できないか。他規格への準拠は必要に応じて事業者が選択すれば良いと考える。表1、表2はENに対応していることになっているが、項目毎に準拠状況が異なっているが問題ないか。		修正不要。「EN50693準拠の場合」の記載のない項目は、「IEC63366」と「EN50693」共通の事項。EN50693準拠は任意。
32	4.4.3.5.2	最終処理	「d. 再利用または再製造プロセス」 掲題プロセスは、IDEAをはじめとする二次データ排出係数が廃棄物に対してカバーする「再資源化」プロセスの先の認識です。今回の文書化に沿って、IDEAにおいても「再利用または再製造プロセス」が含まれる係数をご用意いただけるのか、あるいは考え方のご提示等がありものか、お伺いさせていただきます。		算定上問題ないため修正不要。再製造プロセスのうち、次の製品システム内にあるプロセスは算定不要。表現は、次回改訂時に対応する。
33	4.4.3.5.2.	最終処理	最終処理 b. 汚染除去の後ろに（）で例を入れていただきたい。	具体的な項目がわからない	次回改訂時に対応する。

意見 番号	No.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する対応結果
34	4.4.4	データ収集項目	「各段階では、該当する場合、最低でも以下の項目についてデータを収集しなければならない」に後述する形で、4.3同様の文面「本 PCR に基づいて策定される Sub-PCR の場合は、Sub PCR 内で以下の評価対象を考慮しつつ、算定の対象となる収集項目を検討し、明記しなければならない。なお、環境への影響度が少ない構成要素については対象外としても良い」を追記いただきたい	業界および製品種別ごとに各データ収集項目の環境への影響が異なるためCore-PCRで全て定義する事は適切ではないと考えます。詳細は各Sub-PCRで影響度に沿って定義することが最適と考えます。 また、文中、「最低でも以下の項目についてデータを収集しなければならない」と記載されている一方で、後述する内容には「EPDの対象製品を製造する事業者の運用管理下でないプロセス（例えば、原材料の採取や、発電などの投入材料の生産工程）については、一次データを用いることが出来ない場合、二次データを用いることができる」とあります。 これにより、結果的にすべてのデータを収集する必要があるかのような表現となっており、文言に矛盾が生じております。この矛盾を解消するためにも、各Sub-PCRで影響度に沿って定義することが最適と考えます。	修正不要。 基本事項に、Sub-PCRはCore-PCRをベースに更に詳細なルールを検討できることの記載があるため修正しない。 ご提案の「環境への影響度が少ない構成要素については対象外としても良い」の記述に関しては、カットオフ基準として検討すべきである。
35	4.4.4.1	原材料調達段階	製品生産サイトへの輸送量は、社内生産サイト間の輸送に限定していただきたい。	社外である原材料生産サイト～自社生産サイトへの輸送をシステム境界に含めると、サプライチェーン上でEPDを活用した際に、ダブルカウントになりかねないため また、画像入出力機器は部品数が多く、すべての原材料生産サイト～自社生産サイトへの輸送を算定対象とするのは事実上困難である。	修正不要。 原材料・部品の製造工場への輸送はシステム境界内。製造工場から顧客までの輸送ではないためサプライチェーン上のEPD活用においてもダブルカウントにならない。 原材料・部品の生産サイトへの輸送の把握が困難な場合、シナリオの利用又はカットオフ等検討可能。
36	4.4.4.1 ～ 4.4.4.5	原材料調達段階～撤去・最終段階（下流段階）	輸送量について、製造段階、流通、設置、最終段階の活動量で一貫性がない。一律「一次/シナリオ」にしてはどうか。また、使用・維持段階にも輸送量を追加すべきではないか。	段階ごとの輸送データ収集の考え方に一貫性がなく、各段階の間にデータの品質に差が生じるため。但し、一律「一次」とするとデータ収集が困難な場合があるので、「一次/シナリオ」にすることで、データの品質を統一しデータ収集の効率化も図れると考えます。	一部修正。 製造段階はフォアグランドプロセスであるため原則一次が必須。流通、設置、最終段階の活動量は「一次/シナリオ」に修正した。併せて使用・維持段階に輸送の項目を追記。
37	4.4.4.1 ～ 4.4.4.5	原材料調達段階～撤去・最終段階（下流段階）	輸送について、※1の表に「輸送距離」を追加して「一次又はシナリオ」と記載いただきたい。	トンキロ法の場合、質量および距離の値が必要ですが、距離については※1記載の文面に留まり、読み手への理解に欠けると考えます。※1の文面後半から「輸送距離は一次データを収集することが望ましい」とあるので、輸送距離は「一次又はシナリオ」と認識していますが、文面前半には「輸送距離は原則特定する必要がある」とあり解釈に相違がでる懸念があります。全て表に記載されてはいかがでしょうか。	修正不要。 輸送の詳細説明（距離等は、欄外に※にて説明済み。参照のこと。
38	4.4.4.2	製造段階	P19 4.4.4.2 製造段階 表中の※3は、P20にある次項目4.4.4.3 流通・設置段階の脚注※3が注釈となっているのでしょうか？		修正した。
39	4.4.4.2	製造段階	副資材を製品に付属しないものとする、4.4.3.2と併せて定義（計上する範囲）を明確にして欲しい		修正案がないため未修正。改訂にて検討。
40	4.4.4.2	製造段階	副資材および包装材の生産サイト間の輸送量は、社内生産サイト間の輸送に限定していただきたい	社外である副資材・包装材生産サイト～自社生産サイトへの輸送をシステム境界に含めると、サプライチェーン上でEPDを活用した際に、ダブルカウントになりかねないため	No 35を参照。
41	4.4.4.3	流通段階	「※2 製品生産サイトから中間保管場所（該当する場合）、及び建設現場への輸送」の「建設現場」の意味が不明です。		誤記の為、「建設現場」を削除した。
42	4.4.4.3	流通段階	設置現場への流通に係る段階 の上段の表、2行目の項目に誤字があるかと思ひます（「輸送に必要なは」→「輸送に必要な」）		誤記の為、修正した。

意見 番号	No.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する対応結果
43	4.4.4.5	最終段階	・インプット：使用済み製品 ・活動量：撤去・解体に伴う含有物質の直接排出量の項目を削除を希望いたします。	撤去・解体に伴う含有物質の直接排出量の一次データ収集は困難なため。	修正した。
44	4.4.4.5	最終段階	・インプット：「燃料」「電力」「水」の活動量が「想定使用期間における投入量」とあるが、撤去・最終段階における「想定使用期間」は意味が不明です。		最終段階のインプット：「想定使用期間における投入量」は誤記の為、「最終処理場への投入量」と修正した。
45	4.4.5	システム境界外プロセス	この項目は4.4.3の近くに記載された方が良い	・IEC63366でも4.2.3システム境界に、境界、境界外、カットオフがまとめて記載されている	現時点では修正不可。SuMPO EPDのPCRフォーマットの通りとする。今後事務局にて検討。
46	4.4.5	システム境界外プロセス	システム境界外プロセス内の「LCAの結果に重大な影響を与えない場合」や「その寄与度が相当なものであるかどうか」などの抽象的な表現は、Sub-PCRで規定（基準を定量化）することはできるか？できるのであれば、文末にそのような表現を追記いただきたい。	システム境界外プロセスはカットオフ基準とは別次元（それ以前）の定義であることを明確にしたい	修正不要。 GPIにてシステム境界外プロセスとカットオフ基準の明確な説明があるため参照のこと。Sub-PCRでは具体的な項目を取り決めると良い。
47	4.4.5	システム境界外プロセス	「カットオフ」は「システム」に変更していただきたい。	項目名から誤字と考えます。	誤記の為、修正した。
48	4.5	カットオフ基準	「カットオフ基準とは、各単位プロセスにおいては95%以上、各ライフサイクル段階においては物質およびエネルギーそれぞれの投入量の95%以上、物質の排出量および排気量の95%以上、および各環境影響領域の影響の95%以上を算定に含まなければならないことを意味する。」の文章と、その下の「カットオフ基準は、金、銀、(中略)を含む部品には適用されるべきではない」、「カットオフ基準は、有害物質が(中略)場合には適用してはならない。」のつながりが誤解を生じる内容となっているため修正を希望します。	カットオフ基準とは通常、「カットオフしても良い」部分を規定していると考えており、この文脈で「適用してはならない」「適用すべきでない」と理解しております。 しかし本PCRでは左記のように「カットオフ基準」＝「含めなければならないとする基準」と記述されており、「適用されるべきではない」、「適用してはならない」は「含めてはいけない」との解釈となりうるので、誤解の生じない表現への修正を希望します。	修正不要。改訂にて検討。
49	4.5	カットオフ基準	「-回路に属さないデバイスは・・・」の前にIEC63366には記載のある文が省略されているため内容がよくわからなくなっています。 省略された文章の追加もしくは表現の変更を希望します。	IEC63366には「-Total energy flows・・・」の文の後に左記に対応する「Any device, not belonging to the circuits is・・・」の文があります。	以下の文言を追記した。 「カットオフ可能なエネルギーの投入量は各段階の5%以下である。なお、回路に～」
50	4.5	カットオフ基準	「カットオフの結果、物質及びエネルギーそれぞれの投入量が100%未満となる場合には、外挿法等を用いて投入量の総量を100%として計算しなければならない。」の記述の削除を希望します。	IEC63366にはこのような規定がないと認識しています。SuMPO環境ラベルプログラム独自の算定方法であれば国際ルールから逸脱し、比較可能性を損なう要因となりかねないと懸念しております。 またこの算定方法自体も割り戻ししない方法と比較して、影響度の小さい項目に対し、多大な労力を必要とするため、事業者への負担が増大することになります。これはIEC6336にも記載のある「効率的な計算手順を支援する」というカットオフ基準の目的にも反する内容と考えます。	削除した。
51	4.5	カットオフ基準	「データが入手可能な場合、開示領域に関連する全てのプロセスのインプットとアウトプットを全て含まなければならない。しかし、もしもデータが不足する場合は平均値、一般データ、シナリオなど（二次データ）の保守的な数値を用いて、不足分を埋めなければならない。」 上記の赤文字部分も削除すべき。意味的には今回削除した内容と同じであり、かつより抽象度が増しているためどう対応すべきか判断できません。		修正不可。 GPIに規定の事項であり、削除不可。二次データ収集により算定可能。

意見 番号	No.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する対応結果
52	4.5	カットオフ基準	「なお、原則、上記のカットオフ基準に加え、IEC 63366 に記載されているデフォルトで以下のカットオフ基準を適用することが望ましい：」を「なお、IEC 63366 に準拠する場合は、上記のカットオフ基準に加え、以下のカットオフ基準を適用することが望ましい：」のような記載に変更を希望いたします。	「なお、原則、上記のカットオフ基準に加え、IEC 63366 に記載されているデフォルトで以下のカットオフ基準を適用することが望ましい：」の意味が不明のため。	「原則」という表現を削除。改訂にて追加修正検討。
53	4.5	カットオフ基準	カットオフルールに外挿を必須化することは、結果としてカットオフを認めないルールに見受けられます。また外挿に関する固有ルールを持つ Sub-PCR への影響も考えられることから、特段、外部規格の要件として引きずられない要件であれば、外す方向もありではないかと思いました。		No.50を参照。なお、カットオフと外挿は別論点。
54	4.5	カットオフ基準	重要鉱物に関する記述は削除すべきです。		削除は不可。金、銀、銅等及び注釈について、IEC63366の通り「望ましい」に修正。カットオフした場合にはその旨を開示することが望ましい、という記載を追記。
55	4.5	カットオフ基準	有害物質に関する記述は削除すべきです。	有害物質に関する規制は、別途化学物質管理で管理されているため、EPDの要件に含める項目ではないと考えます。	削除は不可。IEC63366の通り「望ましい」に修正。「IEC63366に準拠する場合は～」という条件を追記。
56	4.5	カットオフ基準	IEC62474「宣言可能物質リスト（DSL）」の記述は削除すべきです。	有害物質に関する規制は、別途化学物質管理で管理されているため、EPDの要件に含める項目ではないと考えます。	No. 55を参照。
57	4.5	カットオフ基準	CRMおよびDSLについての規定の削除を希望します。最低でも「IEC/ENへの準拠の場合に限定したルール」に記載変更されることを希望いたします。	CRMおよびDSLについては、欧州をはじめとした一部地域における規制であるため、Shallとするのは時期尚早と考えます。またDSL/有害物質についてはEPDには必要ない要件であると考えます。	No. 55を参照。
58	4.5	カットオフ基準	「回路に属さないデバイス」 「IEC62474「宣言可能物質リスト（DSL）」に規定された閾値を超えて存在するが、LCI がないためにLCA で考慮されなかったすべての既知の中間フローのリストは」 を別の表現にすることは可能でしょうか。	知見不足かもしれませんが、何を意味しているのかわかりかねました。	・「回路に属さないデバイス」は、回路機能をもっていない電子部品やディスプレイなどを指す。 ・「IEC62474「宣言可能物質リスト（DSL）」に規定された閾値を超えて存在するが、LCI がないためにLCA で考慮されなかったすべての既知の中間フローのリストは」は、LCAの結果に含むことが出来なかった宣言可能物質を指す。
59	4.5	カットオフ基準	本文の当該箇所は削除していただきたい。	ISO14067は、PCRの上位文書と考えると、95%を100%と割り戻すことはカットオフの考えとは異なるため、上位文書に合わせる方が良いと考えます。	No.50を参照。
60	4.7.3	使用・時段階シナリオ	海外の流通の方が、一次データの入手がより困難である。国内外ともにAnnexCを使用可として欲しい		「日本国内での流通においては」を削除した。
61	4.10.2	ライフサイクル影響評価モデル	「以下に例示するように」を追加修正した。	誤字脱字の修正	修正した。
62	4.10.2	ライフサイクル影響評価モデル	1行目「日本国に」か、「特性化モデルであるLIMEを原則として…」のいずれかに打ち間違いがあるかと思います。		修正した。

意見 番号	No.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する対応結果
63	4.10.2	ライフサイクル影響評価モデル	GPI Annexesでは、二次材料は不可能な場合開示を免除する記載となっているため、GPIと合わせた記載に修正していただきたい	GPIに準拠する必要があるため	GPIの通り修正した。
64	4.10.3	LCI分析 廃棄物関連情報	「有害廃棄物」の下段に「有害廃棄物は、5.9.2.1に示す有害物質を含有する廃棄物とする」と追記していただきたい。	有害物質と有害廃棄物の関係を明確にした方が、認定時に誤解を生まないと考えます。	4.14.3 「有害廃棄物および無害廃棄物」に、開示する場合、定義を記載の上開示する旨を追記した。
65	4.11.1	LCA に由来しない追加環境情報	特に、以下に例示するような、現状のLCA では評価できない環境に対する影響及びその可能性や、当該製品に関する環境配慮等の取り組みの実態、環境負荷の低減に寄与し得る効率的な製品使用等に関する情報などが記載されることが望ましい。 変更文案： 以下に例示するような、＜中略＞ ある。	「望ましい」は踏み込み過ぎではないか。 TypeIIIエコラベルであるSuMPO EPDは環境負荷の定量化および公開であり、LCAから導き出されない情報が雑多に記載されると、本来の目的が薄まる、読み手にとってわかりにくいEPDになることが懸念される。	修正不可。ISO14025の規定。
66	4.11.2	必須の追加環境情報	「EPD が対象とする電気・電子製品及びその部品に含まれる物質の内、当該製品が流通する市場で適用される規格又は規制において危険と特定された物質について開示しなければならない。」は削除を希望します。少なくとも必須ではなく望ましい、にするべきである。	5.9.2.1同様に有害物質の調査・開示については、EPDには必要ない要件であると考えます。	「追加環境情報」自体はISO14025の必須項目であり削除不可。有害物質の扱いについては改訂にて検討。
67	4.11.2	必須の追加環境情報	該当箇所は「・・・開示するのが望ましい」に改訂していただきたい。	商品の仕向先は国際化しています。一方、要求は「当該製品が流通する市場で適用される規格又は規制において危険と特定された物質」なので、流通する全ての規制対象物質を調査すると、情報集約の時間が増し、商品の販売前にSuMPO EPD適合の証明が難しくなります。	No. 65、No.66を参照。
68	4.11.2	必須の追加環境情報	「EPD が対象とする電気・電子製品及びその部品に含まれる物質の内、当該製品が流通する市場で適用される規格又は規制において危険と特定された物質について開示しなければならない。」は削除を希望いたします。 もし、IEC/EN準拠目的であれば、冒頭に「IEC/ENに対応する場合には～」を追記して頂きたいです。 また、本項目を残すとしても、「Shall（開示しなければならない）」には反対です。	規制対象となる有害物質を別途調査することはEPDに必要な要件のため。また、IEC/EN準拠目的であれば、IEC/EN対応に限定すればよいため。	No. 65、No.66を参照。
69	4.11.2	必須の追加環境情報	「EPD が対象とする電気・電子製品及びその部品に含まれる物質の内、当該製品が流通する市場で適用される規格又は規制において危険と特定された物質について開示しなければならない。」という記述は削除を希	EPDにおいて評価すべき環境負荷とは異なる内容であるため	No. 65、No.66を参照。
70	4.11.2	必須の追加環境情報	shouldもしくは削除を希望。	・成分情報は機密情報を含むため、開示できない。	No. 65、No.66を参照。
71	4.11.2	必須の追加環境情報	shouldもしくは削除を希望します。EPDに記載する必要性を感じません。	・成分情報は各社の機密情報を含むため、開示はできない。 ・各種法規制に適合して製造販売しているため、EPDの開示は不要と考える。 ・ECHAなどで含有化学物質の情報を開示しているため、二重開示となる。	No. 65、No.66を参照。
72	4.11.2	必須の追加環境情報	有害物質に関する記述は削除すべきです。	有害物質に関する規制は、別途化学物質管理で管理されているため、EPDの要件に含める項目ではないと考えます。	No. 65、No.66を参照。

意見 番号	No.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する対応結果
73	4.11.2	必須の追加環境情報	「・・・開示するのが望ましい」に改訂していただきたい。	「当該製品が流通する市場で適用される規格又は規制において危険と特定された物質」が抽象的と考えます。商品の仕向先は国際化しています。もし全ての規制対象物質を開示するならば、情報集約の時間が増し、商品の販売前にSuMPO EPD適合の証明が難しくなります。当社は、販売時期にSuMPO EPD適合が間に合わない場合、他の方法で環境影響を公開することを考えなければなりません。	No. 65、No.66を参照。
74	5.3	基本情報	・EPDの内容に関する記述 「EPDに記載の情報及びEPDに記載の情報に関する環境主張についての一切の責任はEPD取得事業者が持ちます。」の文言をEPDに含めなければならないとする記述 このような文言をEPD取得事業者に対し、EPDそのものに記載するように強制する意図がわかりません。 この記述の削除を要望します。	EPDの作成はSuMPO事務局作成のPCRに準拠し、EPDの公開はSuMPO事務局の管理監督の下で行われています。 一切の責任がEPD取得事業者にあるとは考えられませんし、EPD取得事業者に対しEPDへの記載を強制する左記の文言は受け入れることが出来ません。 なぜこのような文言をEPDに含めなければならないとPCRで定める必要があるのか、理由があるのであればお聞かせください。 現GPIに記載があるのは存じておりますが、事業者が自ら作成するEPDにこの内容を記載すべきとするのは要求のレベルが明らかに異なります。	「一切の」を削除。
75	5.3	基本情報	「EPDに記載の情報及びEPDに記載の情報に関する環境主張についての一切の責任はEPD取得事業者が持ちます。」の文言について削除を希望	EPDの様式が公開されていない状況で了承し、後から様式に色々と盛り込まれても困惑する。 SuMPOが公開するEPDに対して事業者が全面的に責任を持つ前提で、その後にPCRの内容を決めるのは疑問に感じる。	No. 74を参照。
76	5.3	基本情報	EPDに含むべき基本情報について、「EPD に記載の情報及びEPD に記載の情報に関する環境主張についての一切の責任はEPD取得事業者が持ちます。～」の文言に同意しかねるため、削除を希望する。	規定内容が決定しておらず、フォーマットも明かされていない状態で、一切の責任を登録事業者が負うことについて同意しかねます。	No. 74を参照。
77	5.3	基本情報	PCRがSuMPO管轄であるので、「一切の責任」は記述として強すぎる。 「EPDの内容に関する～」からで十分と考える	・過去に検証申請書の淡水の使用量の計算式に誤りがあり、SuMPO側の責任で修正して頂いたことがありました。MiLCAについても計算がブラックボックスであるため、事業者側で全責任を持つことはできません。	No. 74を参照。
78	5.3	基本情報	EPD の内容に関する記述 「EPD に記載の情報及び EPD に記載の情報に関する環境主張についての責任は EPD 取得事業者が持ちます。EPD の内容に関するご不明点、確認事項については、登録事業者までお問い合わせください。」の文言をEPDへ記述することに同意しかねます。本文面の削除、もしくは責任の所在は協議の上で、等の中立的な文面への変更を希望する。	登録事業者は、SuMPO事務局が規定したルールの下でEPDを登録しているため、行き過ぎた内容であると考えます。	No. 74を参照。
79	5.4	登録事業者情報	①「LCA算定実施者」の項目の削除を希望します ②「登録事業者名」のみ含めるとするなど、項目の削減を希望します	①個人情報保護の観点から算定実施者の個人名の記載はすべきではないと考えます。 ②ここにある内容は「登録事業者ページ」に記載の内容と重複するものが多くあります。またEPDにたどり着くには「登録事業者ページ」を必ず経由する構造となっています。 大部分は「登録事業者ページ」に集約し、個々のEPDには「登録事業者名」のみ記載するとしてはどうでしょうか？ また、メールアドレスを記載する際にはスパム対策に対する配慮をお願いします。	①「LCA算定実施者」は企業名の記載も可。項目削除は不要。 ②対応不可。

意見 番号	No.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する対応結果
80	5.4	登録事業者情報	問い合わせ先は、メールアドレス または 電話番号としてほしい。	両方記載必須ではないと考えます。	修正不要。プログラムとしては問合せ先の記載を要求。
81	5.4	登録事業者情報	登録事業者情報には以下の項目を含めなければならない ・ LCA 算定実施者 の削除を希望する	事業者情報の範囲を超えている個人名の開示は、個人情報保護の観点で不適切と考えます。記載を必須とするならば、予め算定実施者の同意が必要ではないでしょうか。	No. 79参照。
82	5.4.	登録事業者情報	登録事業者情報には以下の項目を含めなければならない ・ LCA 算定実施者 について、企業面の記載も可能とする旨を追記願います。	意見公募時に同様の意見を提出させていただき、「LCA算定実施者は企業名の記載も可能とする。」と事務局より回答をいただきました。PCR原案へその旨が反映されていませんので、追記をお願いします。	No. 79参照。
83	5.4	登録事業者情報	①については「LCA算定実施者もしくは企業名」のようにして、この内容をPCRにも記載ください。 この情報を知らずにトラブルが発生する要因となります。ここだけの情報は不公平でもあります。		No. 79参照。
84	5.5	製品情報	製造サイト名と製造所在地を削除してほしい。	公開する製品情報としては必須でないと考えます。製造場所は技術情報のため、社外秘とさせていただきたく、削除を希望します。	削除不可。製造サイト名および製造所在地は具体的な記載が原則だが、機密情報に該当する場合、製造国のみの開示でも可。製造国の不記載は不可。
85	5.5.	製品情報	「詳細な条件は、Sub-PCRで定める」と追記していただきたい。	拠点が複数の場合、情報量が多くなり煩雑になると考えます。	修正不可。製品群に関わらず全EPDに共通する項目。
86	5.6	材料及び物質に関する構成要素	「材料及び物質に関する構成成分は以下の規格に則り、EPDに記載しなければならない。」はWG文案の「EPDに記載することが望ましい。」に戻す。	・ 具体的な記載方法が不明 ・ 成分情報は機密情報を含むため、開示できない。	対応不可。ISO14025の要求事項。「構成要素」であり、詳細な成分情報まで要求しているものではない。
87	5.6	材料及び物質に関する構成要素	「例えばハロゲンのように現在規制されていない物質に関しては、評価対象製品群に強い関連性があり、分析における手法が確立している場合に含めることが望ましい。」はIEC原文のニュアンスと一致する内容への修正を希望します。	IECの原文とニュアンスが異なることをWGで指摘し、対応すると事務局よりご回答頂いております。	修正した。
88	5.6	材料及び物質に関する構成要素	「材料及び物質に関する構成成分は以下の規格に則り、EPDに記載しなければならない。」はWG文案の「EPDに記載することが望ましい。」に戻すか、「材料及び物質に関する構成成分はEPDに記載しなければならない。」への修正を希望します。	①WGでは共有されていなかった考えていますが、なぜWG文案から変更されているのかご説明をお願いします。 ②記載することを必須としたいのであれば、PCR原案の左記の文の「以下の規則に則り、」はこの後に続く文と矛盾することから左記への修正を希望します。	No. 86を参照
89	5.6	材料及び物質に関する構成要素	「材料及び物質に関する構成成分は以下の規格に則り、EPD に記載しなければならない。」は「～、EPD に記載することが望ましい。」に戻すことを希望いたします。または、冒頭に「IEC/ENに対応する場合には～」を追記して頂きたいです。	どのような宣言の場合に、どのような構成成分を記載するのが具体的ではなく不明瞭なため。また、IEC/EN準拠目的であれば、IEC/EN対応に限定すればよいため。	No. 86を参照
90	5.6	材料及び物質に関する構成要素	IEC準拠はshouldとして欲しい。事業者が選択すれば良い	・ 成分情報は各社の機密情報を含むため、開示はできない。	No. 86を参照

意見 番号	No.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する対応結果
91	5.6	材料及び物質に関する構成要素	材料及び物質に関する構成成分は以下の規格に則り、EPD に記載しなければならない。なお、記載方法に関しては以下の規格に則ることが望ましい。 「subPCRで規定してもよい」の意の一文追加を希望します。	Sub-PCRで規定する場合は想定できるため	No. 86を参照
92	5.6.	材料及び物質に関する構成要素	当該箇所にIEC62474の分類を適用することは取り下げていただきたい。	IEC62474は化学物質規制に引用されています。一方、AIST-IDEAのインベントリデータはIEC62474の物質を全て反映しておりません。LCAの算出根拠とならない情報を必須の開示要件にすることは、タイプIII環境ラベル要件と矛盾していると考えます。	No. 86を参照
93	5.6	材料及び物質に関する構成成分	「材料及び物質に関する構成成分は以下の規格に則り、EPDに記載しなければならない。」の記述は「EPDに記載することが望ましい。」に修正すべきです。	「物質に関する構成成分」となるとEPDの算定に必要な材料以外のデータの収集も必要になります。	No. 86を参照
94	5.7.1	EPDタイプ情報	箇条書き6項目目に不要な文字が入っているかと思います（「え地理的範囲」）		修正した。
95	5.7.4	システム境界外プロセス	該当箇所は削除していただきたい。	システム境界外プロセスは、4.4.5をえ定義しているため、二重の定義となり、本省は必要性が低いと考えます。	修正不要。 4.4.5は、システム境界外プロセスの定義を設定する項目、 5.7.4は、4.4.5で定義したシステム境界外プロセスのEPDへの記載内容を規定しているため、二重の記載ではない。
96	5.7.5	シナリオ	3行目のAnnex. Cと参考の間に「を」が抜けていると思います。		修正した。
97	5.7.5	シナリオ	”を”が抜けていると思います。”日本国内での流通においてはAnnex. Cを参考にすること。”		修正した。
98	5.8.4	LCA 算定結果に関する説明	【必須記載事項】 EPD タイプによる不確実性の説明 他項目にあるように（例：）の追記を希望します。	必須記載事項なので、算定事業者の認識を合わせることが望ましいと考えます。	修正した。
99	5.8.4	LCA 算定結果に関する説明	【必須記載事項】 ・ 国平均など複数の廃棄オプションを混合した廃棄シナリオ（例：焼却80％、埋立5％、リサイクル15％）を使用する場合、核廃棄オプションを100％とした場合のLCIA 影響評価結果 修正案： 各廃棄オプション	誤字の修正	修正した。
100	5.9.2.1	必須の追加環境情報 規制対象となる有害物質	有害物質に関する記述は削除すべきです。	有害物質に関する規制は、別途化学物質管理で管理されているため、EPDの要件に含める項目ではないと考えます。	「望ましい」に変更した。削除不可の理由はNo.69、No.70を参照のこと。

意見 番号	No.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する対応結果
101	5.9.2.1	規制対象となる有害物質	本項目の削除を希望します。	各国規制対象となっている有害物質の調査・開示については、EPDには必要ない要件であると考えます。	No 100を参照。
102	5.9.2.1	規制対象となる有害物質	4.15.2.必須の追加環境情報 「EPD が対象とする電気・電子製品及びその部品に含まれる物質の内、当該製品が流通する市場で適用される規格又は規制において危険と特定された物質について開示しなければならない。」は削除を希望します。 冒頭に「IEC/ENに対応する場合には～」を追記し、Shouldへの改訂を希望します。	有害物質については、EPDを通じた調査・開示の必要性がないと考えます。また成分情報については、機密情報を含むため開示できません。IEC/EN準拠目的であれば、冒頭に「IEC/ENに対応する場合には～」を追記が妥当と考えます。	No 100を参照。
103	5.9.2.1	規制対象となる有害物質	EPDでの開示は取引上の機密事項の開示と考えられる可能性があるためこの対応は出来ないと考えており、5.9.2項の削除を希望します。 もしくは 5.9.2 必須の追加環境情報を 5.9.2 任意の追加環境情報とし、 記載しても良いとの記述へ変更することを希望します。	①本PCRが対象とする製品の多くは、部品アセンブリを主としています。この場合、部品のサプライヤー様から部品・材料の含有物質に関する情報を提供いただいておりますが、機密保持の項目にこの内容を公表することはないとしております。よってEPD取得事業者が自身が作成するEPDで開示することは出来ないと考えております。 ②現GPIには「3.2.3 追加環境情報の規定」で「PCRでは、EPDに記載可能なLCAに関連しない環境情報について規定することができる。ただし、追加環境情報として記載できる内容は、EPDが対象とする製品に関連する情報に限定され、又、環境に関連しない情報（製品の安全性に関する情報等）と混同して記載してはならない。」とあり、追加環境情報にはPCRで記載可能な項目を規定できますが、記載必須の項目を規定することはないと考えています。また、本項の「有害物質」は上記の製品の安全性に関する情報＝環境に関連しない情報と現GPIでは記述されていることもあり必須とすべきではないと考えます。	No 100を参照。
104	5.9.2.1	規制対象となる有害物質	「製品が該当する市場の規格または規制の規範的要求事項に従って、有害であると特定された製品に含まれる物質を以下に従い記載しなければならない。」やその後2か所ある「～開示しなければならない。」は削除を希望いたします。 もし、IEC/EN準拠目的であれば、冒頭に「IEC/ENに対応する場合には～」を追記して頂きたいです。 また、本項目を残すとしても、「Shall（記載しなければならない/開示しなければならない）」には反対です。	規制対象となる有害物質を別途調査することはEPDに必要なない要件のため。また、IEC/EN準拠目的であれば、IEC/EN対応に限定すればよいため。	No 100を参照。
105	5.9.2.1	規制対象となる有害物質	削除を希望	有害性があるからといって、規制対象となる有害物質を別途調査し本項目に記載することはEPDに必要なない要件であると思えるため	No 100を参照。
106	5.9.2.1	規制対象となる有害物質	shouldもしくは削除を希望。	・成分情報は機密情報を含むため、開示できない。 ・各種法規制に適合して製造販売しているため、EPDの開示は不要と考える。	No 100を参照。
107	5.9.2.1	規制対象となる有害物質	shouldもしくは削除を希望します。EPDに記載する必要性を感じません。	・成分情報は各社の機密情報を含むため、開示はできない。 ・各種法規制に適合して製造販売しているため、EPDの開示は不要と考える。 ・ECHAなどで含有化学物質の情報を開示しているため、二重開示となる。	No 100を参照。

意見 番号	No.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する対応結果
108	5.9.2.1	規制対象となる有害物質	以下の何れかを採用していただきたい。 1. 5.9.2.1の条項を削除する。 2. 参照する法令（化学物質排出把握管理促進法および、労働安全衛生法にて特定された物質）は推奨としていただきたい。	「化学物質排出把握管理促進法」および、「労働安全衛生法」は事業社への法令と捉えています。一方、SuMPO EPDは製品のタイプIII環境ラベルであり、ラベルの主旨と矛盾しているのではないのでしょうか。	No 100を参照。
109	5.9.2.1	規制対象となる有害物質	5.9.2.1の項目自体を削除頂きたい。 削除が困難である場合、以下2点の変更をお願いしたい。 1) 「製品が該当する市場の規格または規制の規範的要求事項に従って、有害であると特定された製品に含まれる物質を以下に従い記載しなければならない」 ➡下線部は「されることが望ましい」に変更して頂きたい。 2) 「有害であると特定された物質がない場合には、その旨をEPDに開示しなければならない」 ➡下線部は「することが望ましい」に変更頂きたい。	・部品・材料を納品しているサプライヤーとの機密保持契約により、開示できない場合があるため ・有害物質を規制している法令において定められている閾値未満であれば報告不要で良いのか、また、SVHC（高懸念物質）は報告対象とするのか等、報告対象となる範囲が不明確であるため ・LCAをベースにした環境負荷算定とは別途の調査が必要となり、EPD宣言のための工数が増加するが、本項目を追加することでどのような効果を期待しているのか、目的が不明確であると思えるため	No 100を参照。
110	6.1.	比較可能性	【製品間比較を行う場合の注意事項】の下部に以下の文章を追加していただきたい。 「EPD宣言書は比較可能性の注意事項を明記すること」	宣言書の記載を具体的に定めた方が良いと考えます。	追記不要。5.3 基本情報に比較可能性に関する必須記載の文言あり。
111	Annex A	ライフサイクルフロー図	図中の輸送量は算定対象外の表示になっています。4.4.3. 対象プロセスや 4.4.4. データ収集項目 には輸送が対象であることが示されていると思います。これらは整合性が無いようにみえますので、例えば、単純に図中の”算定対象外”の表示を削除するなどの修正が必要ではないかと思えます。		フロー図を修正した。
112	Annex B	ライフサイクルと各段階の概念図	ライフサイクルと各段階の概念図（参考）の使用段階に設置段階が入っているが、流通段階ではないか。	資料の記載が不一致のため統一いただきたい	設置は流通段階の一部として修正した。
113	Annex C	輸送シナリオ（規定）	一次データが得られない日本国内での流通の輸送シナリオを次に示す。 ↓ 「日本国内での」の削除を希望します。	B1,B2中に、 「海外」「国際間輸送」などの表現があり、日本国内限定では矛盾するため。	削除した。文中の記載についてはNo.60を参照。